高財第　５６　　号
令和３年１０月５日

各　局　長　殿

財　政　局　長

令和４年度予算編成方針について（依命通達）

令和４年度予算については、次により編成することになりましたので、高松市予算規則第５条の規定に基づき、命により通知します。

第１　令和４年度予算編成の基本方針

令和４年度予算編成については、国の予算編成の動向や新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済・市民生活への影響を見極めつつ、「令和４年度予算編成方針」（以下「編成方針」という。）でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うものとする。

なお、編成方針提示後、新型コロナウイルス感染症の急拡大など、社会情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、編成方針の変更も含め、適宜調整を行うこととする。

１　新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、社会経済活動の維持との両立を図りながら、「新たな日常」の実現に向けた予算を編成する。

２　将来にわたり持続可能な財政運営の確立

（１）１１月に公表を予定する「財政運営指針」等に沿って、事業の必要性、効果等を精査し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリの効いた予算編成に取り組む。

（２）今後の国の予算編成の動向や地方財政対策等を見極める一方、市債残高にも留意しながら、全力を挙げて歳入の積極的な確保を図り、将来にわたり持続可能な財政運営を目指す。

３　第６次高松市総合計画、「まちづくり戦略計画」及び「たかまつ創生総合戦略」の着実な推進

事務事業全般にわたる見直しにより捻出された貴重な財源を重点的・効率的に配分し、第６次高松市総合計画、「まちづくり戦略計画」及び「たかまつ創生総合戦略」を着実に推進する。

特に、「地域共生社会の構築」、「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」、「スマートシティの推進」及び「ゼロカーボンシティの実現」に資する事業については、積極的な展開を図る。

４　デジタル・トランスフォーメーションの積極的な推進

ウィズコロナからポストコロナへの社会変容を見据え、費用対効果に留意しつつ、行政手続のオンライン化を始めとした、あらゆる分野でＩＣＴ等のデジタル技術を活用するなど、デジタル・トランスフォーメーションの積極的な推進に取り組み、市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。

第２　予算編成に係る基本的事項

１　新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症による危機を早期に克服するために、引き続き、必要な対策を講ずるとともに、ポストコロナに向けた社会の変化を的確に捉え、既存事業については、従前と同様の事業内容で漫然と実施することは厳に慎み、デジタル化を始めとした、「新たな日常」の実現に向けて、事業の実施方法を検討すること。

また、これまでに事業の中止や延期、事業内容の見直し等を要した事業においても、新型コロナウイルスの感染症拡大の防止と、社会経済活動の維持の両立が求められていること等を踏まえ、更なる事業の見直しや事業の在り方を検討した予算要求とすること。

２　施策事業の重点化

「まちづくり戦略計画」及び「たかまつ創生総合戦略」の各施策事業については、市民政策局において、その必要性、効果や後年度負担を踏まえるとともに、毎年度の予算編成において、多額の財源不足が生じている厳しい財政状況を勘案し、事業の取捨選択・改善を含めた見直しに積極的に取り組むこと。

なお、上記を踏まえ、新たなまちづくりに真に必要であって、喫緊の課題に対し、効果的な施策へ財源の重点的な配分を行うこととする。

３　成果を重視した施策事業の展開

的確な点検・評価、定期的な見直しを行うため設定する、総合計画の各施策の成果指標等を念頭に、必要性及び効果を検証し、施策事業の着実かつ円滑な展開を図ること。

また、財政課長及び財政局長調整では、その点に重点を置いて、調整を行う。

４　部局間の調整、事業の連携・一元化

「人口減少対策」や「行政手続のオンライン化」など、組織横断的に取り組むべき政策課題については、体系的な予算を編成する観点から、事前に関係部局間で十分調整を行うことにより、重複事業を排除し、事業の連携・一元化を図ること。

５　各部局の主体性を生かした予算編成の実施

局長主導の下、経費全般にわたる大胆かつ徹底した見直しを、一件ごとに必ず行うとともに、施策事業の厳しい選択と見直しにより確保した財源を、効果の高い事業へ再配分するなど、後で定める枠配分経費においても、メリハリの効いた予算編成に取り組むこと。

６　後年度負担の把握等

各種事業について、常に後年度負担の見込みを把握し、将来、経常的に多大な財政負担をもたらすことがないよう十分に検討すること。また、事業化により、多大な後年度負担が見込まれる場合は、その軽減が図られるよう、他の事業の廃止も含め、所要の見直しを行うこと。

なお、投資的経費の各年度の事業費総額や市債発行額については、本市の財政状況を勘案し、適宜調整を行うこととする。

７　事業の見直し

（１） 厳しい財政状況を共通認識とし、補助金を始め、個人給付的な扶助費や減免措置等の市単独事業はもとより、それ以外の事業についても、外部評価や令和元年度に財政保全プロジェクトの取組として実施した「事務事業見直し」、「予算執行における指示事項」等を踏まえ、事業の廃止も含め、適切な見直しを検討すること。

（２） 新規・拡充事業については、事業数や事業量、人員の管理に努めるとともに、後年度負担、必要性、実効性等について十分検討すること。

また、事業実施の場合は、必ず、既存事業の廃止・縮小等、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により、必要な財源を捻出するほか、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税等を活用するなど、新たな財源の獲得によって対処すること。

（３） 事業の内容、性格などに応じ、事業の終期又は見直し時期の設定（サンセット方式）やアウトソーシングの導入を検討すること。

特に、３年以上見直しが行われていない補助金等については、「高松市補助金等の見直し方針」に基づき適切な見直しを検討すること。

８　企業会計における独立採算性の原則確保と経営の健全化

企業会計への負担金・補助金・出資金は、一般会計に多大な影響を及ぼしていることから、独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入れに依存することなく、会計内での調整を基本とするとともに、中長期的な経営視点に立ち、健全化を図ること。

９　建設計画の着実な実施

建設計画に基づく事業については、計画期間の延長を踏まえ、引き続き、その必要性について改めて検証した上で、適切に実施すること。

１０　財源確保の徹底

（１） 市税・税外収入の未収入金の縮減、市有未利用地の売却のほか、広告料収入やネーミングライツ、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税など、新たな自主財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に取り組むこと。

（２） 新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認を必ず行うとともに、各種団体の助成制度についても調査・検討し、積極的に活用すること。また、補助制度に該当するように、事業の見直しについても検討すること。

１１　ファシリティマネジメントの推進

老朽化が進む公共施設については、個別施設計画を策定し、適正な維持管理や長寿命化を図るとともに、「高松市公共施設再編整備計画」等に基づき、総量、配置の適正化や、ＰＰＰ／ＰＦＩを積極的に推進し、施設に係る経費の最小化と施設効用の最大化を図ること。

１２　その他留意事項

（１） 令和元年度に財政保全プロジェクトの取組として実施した、「事

務事業見直し」対象事業のうち、廃止が決定している事業については、まちづくり戦略計画の重点対象となった事業を除き、原則として、当初予算での要求を認めない。

また、見直し対象事業の予算要求については、見直し内容を踏まえた、予算要求とすること。

（２） 制度の改正が確実に見込めるものを除き、現行制度に基づいて見積もることとするが、今後示される国・県の予算編成、地方財政対策等の動向を注視し、具体策が示された場合には、既存の事業との関連性や事業の必要性・効果等の検討を十分行った上で、計上すること。

また、予算要求後に、国等の予算編成の内容等に基づき、要求を変更する必要が生じた場合は、事前に財政課と協議を行うこと。

（３） 債務負担行為については、後年度の財政負担を伴うものであり、その増加は財政硬直化の要因ともなることに留意すること。

（４） 年度途中における予算補正は、当初予算成立後における制度の改正や災害関連経費などで真にやむを得ないもの、又は、当初予算編成の中で協議したもの以外は行わない方針であるので厳に留意すること。

なお、特別な理由により当初予算に計上することが困難なものについては、その見込額等を別途「当初予算に要求できない事業に関する調書」により提出すること。

第３　一般会計中期財政収支見通し

「中期財政収支見通し」の公表については、当初予算編成方針と合わせ、例年１０月上旬に公表していたところである。

しかしながら、実際の当初予算との乖離が著しく、財政運営上の活用が困難な状況にあることや、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、現時点では、不確定な要素が多分に含まれることなどから、より精緻かつ実態に即し、持続可能な財政運営の検討に活用可能なものとするため、１１月に公表を予定する「財政運営指針」において、「中期財政収支見通し」を示すこととする。

第４　予算要求基準の設定

１　予算要求基準

<table>
<tr><th colspan="2">経費区分</th><th colspan="2">要求基準等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">経常的経費</td><td>①　義務的経費
（人件費、扶助費、公債費）</td><td colspan="2">ゼロベースからの積み上げによる。</td></tr>
<tr><td>②　積立金、投資及び出資金、貸付金</td><td colspan="2">ゼロベースからの積み上げによる。</td></tr>
<tr><td>③　繰出金</td><td colspan="2">特別会計の経費を本要求基準に準じ算定すること。</td></tr>
<tr><td>④　枠外経費
上記の経費は、経常的経費のうち、以下に該当する経費のものであり、一般財源ベースで1,000万円以上のもの。
(1)法令等により事業費が定まる経費
(2)指定管理料
(3)長期継続契約
(4)全庁的に利用されるシステムの改修に要する経費
(5)一般財源獲得のために必要な事務事業に要する経費
(6)国・県及びその他の市町村と共同実施している事業に要する経費</td><td>ゼロベースからの積み上げによる。
左記のうち、財政課が認めたもの。</td><td rowspan="2">⑤については、局内で調整した結果、原則として、各局長に通知した配当額の範囲内の場合は、要求どおり認めることとする。

ただし、予算執行における指示事項、令和元年度に実施した「事務事業見直し」に係る要見直し指示、及び新規・拡充事業等については、査定の対象とする。

そのほか、国の予算編成や地方財政対策の動向等の要因により予期せぬ財源不足が生じた場合や、枠配分の主旨に沿っていない要求は査定する場合がある。</td></tr>
<tr><td>⑤　枠配分経費
上記の経費は、経常的経費のうち、上記①～④及び⑥に掲げるもの以外の全ての経費（物件費（旅費（「パートタイム通勤費用弁償」は除く）、需用費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費等）、維持補修費その他の一般管理経費、補助費等、普通建設事業費）である。
その主旨は、枠配分経費内で、局長主導の下、事業の選択と見直しを行い確保した財源を再配分することにより、効率的かつ効果的な行政運営を行うものである。</td><td>一般財源ベースで、本編成方針に合わせて各局長に通知した配当額の範囲内で見積もること。</td></tr>
</table>

	⑥　特定配分経費 経常的経費のうち、次に掲げるもの。 (1)維持補修費（全庁的な調整が必要なもの） (2)業務改革に資するICT経費	ゼロベースからの積み上げによる。 (1)については、工事等予算見積依頼を提出した維持補修費であり、かつ、単独事業であるもののうち、ファシリティマネジメント推進室等が、客観的な判断に基づき設定した、優先度の高い修繕について、財政課が指示して、実施するもの。 (2)については、システム導入により、業務改革に資すると情報マネジメント課及びデジタル戦略課において認められたもの。
政策的経費	⑦　まちづくり戦略計画重点取組事業に係る経費	ゼロベースからの積み上げによる。 示達の内容を十分踏まえるとともに、原案で採択となった場合でも、その所要額については、再度徹底して精査を行い、節減及び財源確保に努めること。 不採択事業については、⑦での要求は認めない。要求が必要な場合は、原則、⑤の配当額の範囲内で行うこと。
	⑧　投資的経費（普通建設事業費等）	ゼロベースからの積み上げによる。 令和３年度予算において、経常的経費であった事業を投資的経費で要求しようとする場合は、必ず、財政課と協議すること。

※1　別途指示があったものは、それに基づき見積もること。

※2　上述の④～⑥の経費については、予算明細書に対象経費である表示をするとともに、その調整結果について、報告書を提出すること。

※3　枠配分経費の精度を高めるため、令和３年度決算状況について、改めて報告を求めることとする。

※4　歳入の要求については、令和４年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響は不透明であるが、歳入の増減が確実に見込まれるものについては、その影響を反映させること。

２　歳入に関する事項

（１）　市　税

今後の経済情勢の動向や市民所得の推移、地方税制度改正の動向等を見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案の上、見積もること。

（２）　使用料及び手数料の見直し

ア　「高松市受益者負担見直し基準」に基づき、受益者負担の原則、住民負担の公平確保の観点を踏まえ計上すること。

イ　公共施設については、空きスペースの有効活用や管理経費等に見合う使用料設定に留意すること。

（３）　国・県支出金

事務事業の必要性等を十分に検討し、対象事業を厳選する一方、国・県の制度改正、予算編成の動向等にも注意を払い、確実な見積りに努めること。

ア　国・県の制度改正により補助金等が廃止・減額となる事務・事業については、行政サービスの在り方を見直すこととし、原則として市費への振替は認めない。

イ　特に、県単独の補助金等について、廃止・縮減の動きがある場合は、県に対し強く申し入れ、その確保を図ること。

ウ　国・県補助事業の市費継ぎ足しは、抜本的に見直し、廃止又は縮減を図るとともに、自ら市費継ぎ足しを行わないこと。

エ　新規・既存の事業を問わず、補助要綱の再確認や同様の事業における他市の事例を研究することなどにより、国・県等の補助制度の総点検・確認を必ず行い、財源の積極的な確保を図ること。また、補助制度に該当するように、事業の見直しについても必ず検討すること

（４）　地方財政措置のある市債の活用

市債は、その元利償還である公債費が、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、市債残高が累積しない財政構造を確立するため、プライマリーバランスに留意しているところである。

このことを踏まえ、市債の活用に当たっては、事業の必要性等を十分に検討し、適債事業を厳選して抑制に努めるとともに、国・県の補助制度や各種団体の助成制度を調査・検討した上で、後年度に地方交付税措置のある起債を最大限活用すること。

事業の適債性、充当率等、また、地方交付税措置のない起債の充当については、財政課と事前に協議すること。

（５）　財産収入

ア　貸付金に係る元利収入については、適切な債権管理を行い、収入の確保に努めること。

イ　財産運用収入については、財産の適正な管理の下、極力有利に運

用し、増収を図ること。

（６） 未利用財産の処分の推進

ア　土地開発公社保有分を含む未利用地等については、売却等に努めること。

イ　施設の統廃合や移転集約化、再編整備等に伴う跡地についても、建設事業年度を考慮した売却等により、財源確保に努めること。

（７） 広告料収入等の確保

施設案内表示板への広告掲載などによる広告料や自動販売機の公募設置による手数料等、新たな収入の確保を図ること。特にネーミングライツの導入については、既成概念にとらわれず、新規事業はもとより、既存の施設（公共・インフラ)、イベントなどの事業においても導入の検討を行うこと。

３　歳出に関する事項

（１） 人件費

ア　職員数の定員管理や、会計年度任用職員を含めた給与費の抑制に努めること。

イ　既存事務事業の内容を更に精査し、外部委託化等の推進、ボランティア等との協働や市民参画の促進、局内相互応援制度の活用を図ること。

ウ　「働き方改革」に積極的に取り組み、事務事業の内容を再点検し、計画的に事務を進めることで、一層の時間外の縮減に努めること。

エ　会計年度任用職員（うち月額による支払者）については、令和４年度人員計画の査定結果に基づいた要求とすること。

オ　会計年度任用職員（うち日額又は時給による支払者）については、計画的な事務事業の執行と課内や局内の応援体制等により、最小限の計上にとどめ、臨時の業務等であっても、真にやむを得ないものに限定すること。

カ　令和元年度に実施した「事務事業見直し」等を踏まえ適切な見直しを図るとともに、新規・拡充による人員については、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、現員の範囲内で対応すること。

（２） 物件費、維持補修費その他の一般管理経費

事務事業の見直しや競争原理の強化により、更なるコスト縮減を図ること。特に、施設の老朽化等により、維持管理経費の増加が見込まれることから、「高松市公共施設管理運営基準」等を踏まえ、仕様の再度見直しや設備総合管理業務の一括委託、また、ＰＰＰ／ＰＦＩを積極的に推進するなど、維持管理手法を見直すことにより、経費節減に取り組むこと。

ア　旅費

コロナ禍の状況も考慮し、リモートによる会議の参加や、他の協議、情報収集方法への見直し等を図ること。

なお、出張する場合においても、その目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、真に必要なものに限定して計上すること。特に、総会等で資料を持ち帰るだけの出張は認めない方針であるので計上しないこと。

イ　需用費、備品購入費等

（ア）　消耗品費：在庫管理を徹底するとともに、現に使用しているものを有効活用するなど、極力節減を図ること。

形式的な贈呈用消耗品、行事参加記念品は廃止すること。

（イ）　燃料費：環境負荷の低減に留意し、使用量を的確に把握し、必要量を的確に計上すること。

（ウ）　食糧費：会議の時間帯・人数・回数・金額を見直し、行政執行上、必要かつ最小限の範囲内にとどめること。

（エ）　印刷製本費：可能な限り庁内印刷、庁内ＬＡＮ等を活用することとし、刊行物の整理統合を行うとともに、ホームページやケーブルテレビ、ＩＣＴなどのデジタル技術の活用も検討し、ペーパレス化を推進すること。

また、啓発用の頒布物については、その啓発効果を検証した上で、必要最低限にとどめることとし、効果の認められないものは廃止すること。

（オ）　光熱水費：契約方法や使用量の再点検を行うとともに、なお一層、その節減に努めること。

（カ）　施設の維持補修費：現況を十分に把握し、必要性等が高いものを優先的に実施するなど、適正な維持管理に努めること。

将来、負担が想定される経費を把握し、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入の検討など、施設の長寿命化を図る観点からの計画的・効率的な対応により、事業費の平準化に努めること。

（キ） 使用料及び賃借料：会議等については、リモートによる会議や庁舎内、又は使用料及び賃借料の発生しない市有施設での開催を原則とし、庁外での会議室等の借上料は、原則として認めない方針であること。

複写機使用料については、資料等の作成の工夫、パソコンの活用等により、コピー量の節減を図ること。

また、会議資料等のカラー印刷は控えること。

（ク） 備品購入費：新規購入、更新とも真に必要なものに限って計上すること。

ウ **委託料**

アウトソーシングの導入が可能なものは、積極的に進めるとともに、本年度の執行状況を踏まえ、改めて委託業務の内容を見直し、必要最小限の委託内容とするとともに、長期継続契約の締結や、競争原理の強化、他課との共同発注などを検討すること。

さらに、課等で対応している情報処理システムの新規・増設に係る開発や、保守関係経費の妥当性については、事前に情報マネジメント課と協議し、同課が発行する「見積精査通知書」を必ず提出すること。

（３） 扶助費

国・県の制度によるものについては、対象、金額等はその範囲内で行うこととし、従来の見積方法を見直し、過去の推移、不用額の状況等を十分精査の上、厳格に見積もること。

（４） 補助費等

ア 各種負担金・補助金及び交付金については、要綱等によりその基準を明確化し、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を考慮する中で、必要不可欠なものに限って見積もること。

イ 補助金等については、「高松市補助金等の見直し方針」にのっとって、抜本的な見直しを行うこと。特に、１０年以上前から補助しているもの、３年以上補助金等の額や割合を見直していないもの、

剰余金が生じている団体等に対する補助金等については、廃止・休止・縮減を行うこと。

ウ　市単独の負担金、補助金又は交付金の新規又は増額計上は、原則として、既存の補助金等について相当額を減額又は廃止した場合にのみ認めるものであること。

なお、新設する補助金等については、終期又は見直し時期を必ず設定すること。

エ　負担金のうち、各種団体会費については、加入目的や活動効果を改めて確認し、形式的なものについては脱会を検討すること。また、負担額についても、事業内容や繰越金の状況を踏まえ、適正であるか否か検討すること。

オ　イベント・行事の開催については、令和４年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響は不透明であるが、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた、イベント・行事の在り方や開催方法の見直しを検討するとともに、国や県から示されたイベント・行事等の開催に関する方針等を踏まえた感染防止対策を行うことを想定の上、予算要求すること。

これらの検討を行わず、漫然と従前と同様の内容で実施するもの、又は規模を拡大するものについては原則、認めない。

カ　全額市費負担の実行委員会方式の事業は、認めない方針であること。また、「高松市補助金等の見直し方針」にのっとって見直しを行うとともに、県等構成団体の負担割合を明確にしておくこと。

キ　各種事業の参加記念品は、廃止すること。

ク　各種会議等の用務出張における懇親会経費の負担金は、原則として認めない方針であること。

ケ　全ての補助金及び交付金については、その名称、予算額、交付先等の内容をホームページ上で公開することとしているので、説明責任が果たせるよう、適切に見積もり、要求すること。

コ　補助金等の適正な執行及び透明性の確保のため、補助金等交付要綱を整備すること。

（５）　事務事業の整理・合理化

外郭団体への委託事業経費については、「高松市外郭団体の運営等指導基準」を踏まえ、業務の一層の効率化を図るなど、十分精査の上、見積もること。

（６） 投資的経費（普通建設事業費等）

事業の必要性、投資効果、後年度の財政負担等を考慮し、優先順位の高いものから事業を選別・選択の上、見積もること。

また、「高松市公共工事コスト適正化指針」等を踏まえ、品質の確保と施設の長寿命化に留意しながら、効果的なコスト縮減を図るとともに、市債の抑制にも十分配意すること。

ア　建設事業等については、計画・設計の段階から、類似の施設と比較して過剰な仕様とならないよう検討するとともに、工法・工期等を見直すなど、積算段階でコスト縮減に努めること。

イ　補助事業については、国・県の施策、財源措置等の動向に十分注意を払い、より有利な補助制度の検討など、財源確保に創意工夫を凝らすこと。

また、超過負担が生じないよう、十分留意すること。

ウ　市単独事業については、他の中核市に比べ、事業費が多大であることから、その要因を分析するとともに、必要性、効果、施設水準の適正化等を十分検討し、事業の重点化に努め、コスト縮減を図ること。

エ　施設の新・増改築及び大規模改修については、ファシリティマネジメントの観点から、建設費の低減や財政負担の平準化を図るほか、後年度に経済的・効率的な管理運営及び維持補修ができるよう、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入の検討など、十分配意すること。

オ　工事等の設計は、特に専門的なものを除き、内部対応し、建築関係の設計委託については建築課等と十分協議の上、計上すること。

計上に際しては、民間の建設コストとも比較するなど、所要経費を精査すること。

カ　用地の購入については、地価の情勢を認識し、利用目的・時期、国の補助認証見込み、取得の見込みなど確実な見通しを立て、計上すること。

土地開発公社により先行取得した土地については、計画的に買い戻しを行うほか、未利用地を含めた事業化検討や未利用地等を交換物件とすることなど、その有効活用を検討すること。

用地購入を計画する場合は、別途「用地需要計画書」を提出すること。

第５　予算編成スケジュール

１　予算見積電算入力及び資料提出期限

令和３年１１月１日（月）正午

ただし、投資的経費及びまちづくり戦略計画の重点取組事業等の示達に基づくものについては、１１月３０日（火）正午とする。

※　１１月１日（月）に提出された要求額が、下記の額を超過する場合は、要求を認めない。

枠配分経費については、原則として、各局長に通知した配当額の範囲内

２　予算編成過程における経過、関係書類等は、部外秘扱いとし、対外関係には、特に注意すること。

３　予算編成日程

令和３年１０月　５日（火）　局長会議※　【報告】予算編成方針

令和３年１２月１７日（金）　財政局長ヒアリング開始（予定）

以降の日程等については、後日連絡するものとする。

【参考】

令和３年１１月上旬　まちづくり戦略計画　市民政策局長内示（予定）